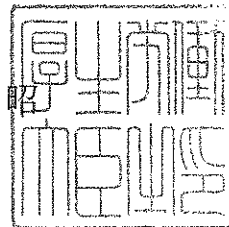




厚生労働省発食安0215第1号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

アスパラギン

